

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正
 ○指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）
 新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第十三章（略） 第十四章（第二百七十八条・第二百七十九条） 附則</p> <p>第一章 総則 （趣旨） 第一条～第三条（略） 第四条（略） 2（略） 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第二章 訪問介護</p>	<p>目次 第一章～第十三章（略） 第十四章（第二百七十八条） 附則</p> <p>第一章 総則 （趣旨） 第一条～第三条（略） 第四条（略） 2（略） 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第二章 訪問介護</p>

第一節く第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第九条く第三十一条 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第一節く第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第九条く第三十一条 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(衛生管理等)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(揭示)

第三十四条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十五条〜第三十八条 (略)

(地域との連携等)

第三十九条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条 (略)

(虐待の防止)

第四十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止

第三十三条 (略)

2 (略)

(新設)

(揭示)

第三十四条 (略)

(新設)

第三十五条〜第三十八条 (略)

(地域との連携)

第三十九条 (略)

(新設)

第四十条 (略)

(新設)

するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十一条〜第四十三条 (略)

第五節 (略)

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

第四十四条〜第四十七条 (略)

(準用)

第四十八条 第一節及び第四節(第十六条、第二十一条第一項、第二十六条、第三十一条並びに第三十八条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条第二項及び第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、「第二十九条」とあるのは「第四十八条において準用する第二十九条」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

第一節〜第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第五十三条〜第五十八条 (略)

第四十一条〜第四十三条 (略)

第五節 (略)

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

第四十四条〜第四十七条 (略)

(準用)

第四十八条 第一節及び第四節(第十六条、第二十一条第一項、第二十六条、第三十一条並びに第三十八条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十条 中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条第二項及び第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、「第二十九条」とあるのは「第四十八条において準用する第二十九条」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

第一節〜第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第五十三条〜第五十八条 (略)

(勤務体制の確保等)

第五十八条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条 (略)

(準用)

第六十条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二から第三十六條まで、第三十七條から第四十一條まで及び第四十三條の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この

(新設)

第五十九条 (略)

(準用)

第六十条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二から第三十六條まで、第三十七條から第四十一條まで及び第四十三條の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この

場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第三十条」とあるのは「第五十八条」と、第三十三条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当サービスに関する基準

第六十一条～第六十三条 (略)

(準用)

第六十四条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二から第三十六條まで、第三十七條

一条まで(第三十八条第五項及び第六項を除く。)、第四十三條及び第四十九條並びに第四節(第五十三條第一項及び第六十條を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第三十条」とあるのは「第五十八条」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十三條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるの

場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第三十条」とあるのは「第五十八条」と、第三十三条 中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当サービスに関する基準

第六十一条～第六十三条 (略)

(準用)

第六十四条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條 から第三十六條まで、第三十七條、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第三十九條から第四十一條まで

第四十九條並びに第四節(第五十三條第一項及び第六十條を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第三十条」とあるのは「第五十八条」と、第二十条 中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十三條 中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるの

は「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章・第五章 (略)

第六章 居宅療養管理指導

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第九十四条・第九十五条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十六条 (略)

2 薬剤師

の行う指定居宅療養管理指導の方針は、第九十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、

第九十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。

第九十七条 第九十九条 (略)

第七章 通所介護

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第四百条 第四百八条 (略)

は「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章・第五章 (略)

第六章 居宅療養管理指導

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第九十四条・第九十五条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十六条 (略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の

方針は、第九十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。

(新設)

第九十七条 第九十九条 (略)

第七章 通所介護

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第四百条 第四百八条 (略)

(勤務体制の確保等)

第九十九条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十条 (略)

(非常災害対策)

第一百一十一条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第九十九条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

第一百十条 (略)

(非常災害対策)

第一百一十一条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所介護事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

(衛生管理等)

第百十二条 (略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第百十二条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第百十二条の三 (略)

第百十三条 (略)

(準用)

第百十四条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七條、第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条ま

(衛生管理等)

第百十二条 (略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(事故発生時の対応)

第百十二条の二 (略)

第百十三条 (略)

(準用)

第百十四条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七條、第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条ま

で、第三十七条、第三十八条、第四十条の二、第四十一条、第四十三条及び第五十七条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第八十八条」と、同条、第二十八条、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と

み替えるものとする。

読

第五節 共生型サービスに関する基準

第百十五条 (略)

(準用)

第百十六条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十二條の二、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條、第三十八條、第四十條の二、第四十一條、第四十三條、第五十七條、第百條、第百二條及び第百三條第四項並びに前節(第百十四條を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條 中「第三十條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第百八條に規定する運営規程をいう。第三十四條第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十八條、第三十二條の二第二項及び第三十四條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百三條第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介

で、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十三条及び第五十七条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第八十八条」と、

「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 共生型サービスに関する基準

第百十五条 (略)

(準用)

第百十六条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十七條から第三十九條まで、第三十七條から第三十九條まで、第三十七條、第四十一條、第四十三條、第五十七條、第百條、第百二條及び第百三條第四項並びに前節(第百十四條を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第百八條に規定する運営規程をいう。第三十四條 において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十八條 及び第三十四條 中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百三條第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介

護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第七十七条第五項並びに第九十九条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第一百七十七条、第三十二条 削除

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

第三十三條、第三十五條 (略)

(準用)

第三十六條 第九條から第十五條まで、第十七條、第十八條、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十二條の二、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第四十條の二、第四十一條、第四十三條、第五十七條、第九條及び第四節(第四十條第一項及び第四十四條を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條中「第三十條」とあるのは「第八十條」と、同條、第二十八條、第三十二條の二第二項及び第三十四條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と

、第四十條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは

護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第七十七条第五項及び第九十九条第三項 中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第一百七十七条、第三十二条 削除

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

第三十三條、第三十五條 (略)

(準用)

第三十六條 第九條から第十五條まで、第十七條、第十八條、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十二條の二、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第三十九條、第四十一條、第四十三條、第五十七條、第九條及び第四節(第四十條第一項及び第四十四條を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條中「第三十條」とあるのは「第八十條」と、

「訪問介護員

等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十條 中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四十條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは

「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第四百四十条 第四百四十二条 (略)

(管理者の責務)

第四百四十三条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者はこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第四百四十四条 (略)

(衛生管理等)

第四百四十五条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならぬ。

第四百四十六条 (略)

(準用)

第四百四十七条 第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、

「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第四百四十条 第四百四十二条 (略)

(管理者の責務)

第四百四十三条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者はこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第四百四十四条 (略)

(衛生管理等)

第四百四十五条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

第四百四十六条 (略)

(準用)

第四百四十七条 第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、

第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十二條の二、第三十四條、第三十五條、第三十七條から第四十一條まで、第四十三條、第七十條、第四百四條及び第九條から第十一條までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第九條中「第三十條」とあるのは「第四百四十四條」と、第十四條中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第九條第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

第一節 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四百四十九條 (略)

2 3 4 (略)

5 第一項第二号の生活相談員及び同項第三号の介護職員又は看護職員員のそれぞれのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確

第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條、第三十五條、第三十七條から第四十一條まで、第四十三條、第七十條、第四百四條及び第九條から第十一條までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第九條中「第三十條」とあるのは「第四百四十四條」と、第十四條中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第九條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

第一節 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四百四十九條 (略)

2 3 4 (略)

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

(新設)

保するものとする。

7| (略)

8| 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第百三十一条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百五十条 (略)

第三節 設備に関する基準

第百五十一条 (略)

第百五十二条 (略)

2・3 (略)

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び

併設本体施設

の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 (略)

6| (略)

7| 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第百三十一条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百五十条 (略)

第三節 設備に関する基準

第百五十一条 (略)

第百五十二条 (略)

2・3 (略)

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 (略)

第四節 運営に関する基準
第百五十三条～百六十八条 (略)

(準用)

第百六十九条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで(第三十九条第二項を除く。)、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一十一条及び第一百十二条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十九条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 (略)

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百七十二条 (略)

2～5 (略)

6 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

第四節 運営に関する基準
第百五十三条～百六十八条 (略)

(準用)

第百六十九条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで(第三十九条第二項を除く。)、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一十一条及び第一百十二条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十九条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 (略)

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百七十二条 (略)

2～5 (略)

6 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

<p>一 (略)</p> <p>二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</p> <p>三 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p>	<p>四 (略)</p> <p>7 9 (略)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p>第七十四条 第七十九条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第八十条 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならぬ。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の</p>
--	---

<p>一 (略)</p> <p>二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用定員は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>三 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保すること。</p>	<p>四 (略)</p> <p>7 9 (略)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p>第七十四条 第七十九条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第八十条 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならぬ。</p>
---	--

資格を有する者その他これに類する者を除く。)に對し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十一条 (略)

(準用)

第百八十二条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一條まで(第三十九條第二項を除く。)、第四十三條、第五十七條、第九條、第十一條、第十二條、第四十八條及び第五十條並びに第九章第四節(第六十九條を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二條の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十四條第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第六十五條に規定する運営規程をいう。第五十三條において同じ。)」と、同項中「訪問介護員等」とあるのは「

共生型短期入所生活介護従業者

」と、第百九

(新設)

第百八十一条 (略)

(準用)

第百八十二条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一條まで、第四十三條、第五十七條、第九條、第十一條、第十二條、第四十八條及び第五十條並びに第九章第四節(第六十九條を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、

第三十四條

中「運営規程」とあるのは「運営規程(第六十五條に規定する運営規程をいう。第五十三條において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第百九

条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第百五十三条中「第百六十五条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第百五十六条第三項、第百五十七条第一項及び第百六十四条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第六節 (略)

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

第百八十三条～第百八十八条 (略)

(準用)

第百八十九条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条

から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。）、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一条、第百二十二条及び第百四十八条並びに第四節（第百五十五条第一項及び第百六十九条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条の二

条第三項 中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第百五十三条中「第百六十五条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第百五十六条第三項、第百五十七条第一項及び第百六十四条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第六節 (略)

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

第百八十三条～第百八十八条 (略)

(準用)

第百八十九条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九

条から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。）、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一条、第百二十二条、第百四十八条並びに第四節（第百五十五条第一項及び第百六十九条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条 中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、

第二項及び第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十九条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第一百五十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第六十一条第二項中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第六十六条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第九十九条第三項、第二百四条 (略)

(準用)

第二百五条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条、第三十五条、第三十七条から第四十一条まで（第三十九条第二項を除く。）、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一十一条、第四百五条、第五十三条、第五十四条第二項及び第六十七条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十九条第三項及び第四

第三十四条 中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十九条第三項 中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第一百五十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第六十一条第二項中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第六十六条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第九十九条第三項、第二百四条 (略)

(準用)

第二百五条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条、第三十五条、第三十七条から第四十一条まで（第三十九条第二項を除く。）、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一十一条、第四百五条、第五十三条、第五十四条第二項及び第六十七条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十九条第三項

項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、
第百十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合
において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）にお
いても行わなければならない」と、第百五十三条中「第百六十五条」
とあるのは「第百二十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるの
は「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに

設備及び運営に関する基準

第一款・第二款（略）

第三款 運営に関する基準

第二百九条～第二百十四条（略）

（勤務体制の確保等）

第二百十五条（略）

2・3（略）

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業
者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研
修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなけ
ればならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者
は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉
士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の
資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護
に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければな
らない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定

中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、
第百十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合
において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）にお
いても行わなければならない」と、第百五十三条中「第百六十五条」
とあるのは「第百二十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるの
は「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに

設備及び運営に関する基準

第一款・第二款（略）

第三款 運営に関する基準

第二百九条～第二百十四条（略）

（勤務体制の確保等）

第二百十五条（略）

2・3（略）

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業
者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研
修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなけ
ればならない。

（新設）

短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十六条・第二百十七条 (略)

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第二百二十二条 第二百三十三条 (略)

(勤務体制の確保等)

第二百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言

第二百十六条・第二百十七条 (略)

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第二百二十二条 第二百三十三条 (略)

(勤務体制の確保等)

第二百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

第二百三十五条～第二百三十七条 (略)

(準用)

第二百三十八条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十一条まで、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十二条及び第六十条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第六十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

第六節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款～第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第二百四十四条～第二百四十八条 (略)

第二百三十五条～第二百三十七条 (略)

(準用)

第二百三十八条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条まで、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十二条及び第六十条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第六十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

第六節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款～第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第二百四十四条～第二百四十八条 (略)

(準用)

第二百四十九条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで(第三十九条第二項を除く。)、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第一百一十一条、第一百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。）」においても行わなければならない」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第二百五十四条 第二百六十条 (略)

(準用)

第二百四十九条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第一百一十一条、第一百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、

第三十四条

中「訪問介護員等」とある

のは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。）」においても行わなければならない」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第二百五十四条 第二百六十条 (略)

(衛生管理等)

第二百六十一条 (略)

25 (略)

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(揭示及び目録の備付け)

第二百六十二条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 (略)

第二百六十三条 (略)

(準用)

第二百六十四条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条並びに第九条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第二百五十八条」と、同条及び第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。」とあるのは

(衛生管理等)

第二百六十一条 (略)

25 (略)

(新設)

(揭示及び目録の備付け)

第二百六十二条 (略)

(新設)

2 (略)

第二百六十三条 (略)

(準用)

第二百六十四条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十七条、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条並びに第九条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第二百五十八条」と、同条及び第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。」とあるのは

「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百九条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

第二百六十五条 (略)

(準用)

第二百六十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十五條、第三十六條、第三十七條

から第四十一条まで(第三十八條第五項及び第六項を除く。)、

第四十三條、第五十七條、第百九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十條、第二百五十二條、第二百五十三條並びに前節(第二百五十四條第一項及び第二百六十四條を除く。)、の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九条中「第三十條」とあるのは「第二百五十八條」と、同条及び第三十二條の第二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」

「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百九条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と

読み替えるものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

第二百六十五条 (略)

(準用)

第二百六十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第十九條から第四十一条まで

第四十三條、第五十七條、第百九條第一項及び第二項、第二百五十條、第二百五十二條、第二百五十三條並びに前節(第二百五十四條第一項及び第二百六十四條を除く。)、の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九条中「第三十條」とあるのは「第二百五十八條」と、

「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」

と、第二十条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第九十九条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第二百七十一条 第二百七十六条 (略)

(準用)

第二百七十七条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十二条の二、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条、第九十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、**同条及び第三十二条の二第二項中**「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。」とある

と、第二十条 中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第九十九条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

第一節 第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第二百七十一条 第二百七十六条 (略)

(準用)

第二百七十七条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十二条の二、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条、第九十九条第一項及び第二項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条中「第三十条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、**「訪問介護員等」とある**のは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。」とある

るの「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第九十九条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十九条第一項及び第二十六条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百七十八条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百零四条、第一百零六条、第一百零七条、第一百四十七条、第一百六十九条（第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（第二百七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条にお

の「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第九十九条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十九条第一項及び第二十六条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(新設)

いて準用する場合を含む。)及び第二百二十五条第一項(第二百四十九条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

第二百七十九条 (略)

附則 (略)

第二百七十八条 (略)

附則 (略)